

あいお 12・1

No. 228

発行 秋穂町役場



松尾社(正八幡宮境内)

八幡宇佐宮を勧請したとき、この地の地主神として祭ったのがこの松尾社といわれる。例祭は旧四月十日。この日境内には農具や野菜苗物等の市が立ち、相撲もあつてにぎわった。

もとは葦葺屋根の社殿があつたが、白アリの被害を受け、昭和三十八年に現在の石造殿に改められた。昭和十四年に秋穂小学校奉安殿が初老の人々の寄進でできていたが、敗戦後撤去され、その材を使って万代不易の神殿として屋根だけ改めたものである。

高さ四・四m、前面一・九m、奥行一・五mある。

今月の主な内容

- 2・3ページ お互いに人権尊重を、人権週間12月4日から10日。家庭奉仕員の派遣対象を拡大
 - 4・5ページ みんなの健康
 - 6・7ページ 公民館だより
 - 8・9ページ 郷土小史。最低賃金をこ存じですか。
 - 10・11ページ 私はこう思う交通事故を防ぐには。園児を募集します
- 12ページ お知らせ

火の用心 心で用心

秋の火災予防運動

12月2日まで



目で用心

火気の使用が多くなり、火災の起こりやすい季節を迎え、「火の用心 心で用心 目で用心」を合言葉に、全国一斉に秋の火災予防運動が行われています。

この運動により町民一人ひとりが防火に対する意識と認識をもち、火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や財産の損失を防止して、明るい生活を営みましょう。

特に次のことに注意を払いましょう。

●身体不自由者、幼児、老人などの自力避難が困難な人を残しての外出は極力避けましょう。

また、適切な避難方法を考え、おくと同時に、近所との相互協力を話し合っておきましょう。

●石油ストーブ、ガス使用器具、電気器具などの機器の点検・整備を励行し、使用方法を熟知して安全に使用しましょう。

●万一の出火に備え、消火器等の正しい使い方を日ごろから考えておき、初期消火に万全を期しておきましょう。

また、自己消火ができないときは速やかに一一九番に通報しましょう。



お互いに人権尊重を

人権週間 12月4日～10日

人権の相談は人権擁護委員へ

人間は生まれながらにして人間らしく生きて行く権利を、だれもが等しく持つています。この権利を「人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

しかし、毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかわからないために困ったりすることがあると思います。

このようなときには、人権擁護

委員の山下茂登氏(中津江)または宮原勝恵氏(中条)へご相談ください。

相談は無料で、難しい手続きもいらず、秘密も守られます。

また山口地方法務局人権擁護課(山口市黄金町二一九、電話山口二二二二九五)でも相談に応じています。

人権週間12月4日から

法務省では、今年も十二月四日から十日までを「人権週間」に定め、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。これを機会に人権尊重の意識をより高め、明るく楽しい社会をつくるよう、お互いに努力しましょう。

「工業統計調査」が行われます

十二月三十一日現在で実施される「工業統計調査」は、明治四十二年に始まり、大正九年以来毎年継続して行われており、製造業に属するすべての事業所を対象とした、いわば製造業の国勢調査ともいべきものです。

この調査は、我が国製造業のすがたや、生産活動の実態を明らかにすることを目的としており、調査の結果は、国および地方公共団体の行政資料として、あるいは民間企業の経営上の参考資料として広く利用されています。

調査にあたっては、従業者三十人以上の事業所を対象とする甲調査、二十九人以下を対象とする乙調査および企業の本社・本店が対象となる丙調査に区分して行われ、調査票は、工業統計調査員によって配付、収集されますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、本年も従業者三十人以上の事業所を対象とするエネルギー消費構造統計調査が同時実施となりますので、該当事業所におかれましては、ご協力のほど重ねてお願いいたします。



12月9日は
障害者の日

我が国では、国際障害者年だった昨年、十二月九日を「障害者の日」として宣言しました。

十二月九日は、一九七五年(昭和五十年)に国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日です。「障害者の権利宣言」は障害者の基本的な人権と障害者問題を示したものです。国際連合では、設立当初から障害者問題に関心をもち、さまざまな決議や宣言を行ってまいりました。その集大成が「障害者の権利宣言」です。

「障害者の日」は障害者問題について私たちの理解と認識をさらに深め、障害者の福祉の増進を図ろうとするものです。

この日を契機に、私たち一人ひとりが障害者問題を改めて考え直し、社会的な連帯意識の下に「障害者の日」にふさわしい活動を推進進めたいものです。

この月は、固定資産税第三期分、国民健康保険税第七期分の納期月です。納期限は十二月二十五日となっております。

納期内に完納しましょう。

ご利用ですか 国民年金



国民年金の請求は忘れずに

国民年金では、被保険者が重い障害になったとき、一家の大黒柱を失ったとき、自分が六十五歳になったときなどに、年金が受けられます。

しかし、これらの年金は黙っていても受けられるわけではなく、本人からの請求がないと支給されません。それも、五年をすぎると時効にかかり、その期間の年金は

受けられなくなり、年金が受けられる状態になったら、忘れずに町役場の年金係で手続きをしてください。請求に必要な書類は窓口を用意してあります。そのときは、印鑑と年金手帳をご持参ください。

なお、年金の種類によっては、一度では必要な書類が整わない場合もありますのでご了承ください。

家庭奉仕員の派遣対象を拡大

所得税課税世帯にも
有料で派遣します

老人や重度の身体障害者あるいは重度の心身障害児のある家庭で、日常生活を営むのに、その家庭内で介護を行うことが困難な家庭、または介護者を得られない家庭に対し、町は家庭奉仕員を派遣し、身の回りのお世話や介護を行っています。

この家庭奉仕員の派遣を受けることのできる家庭は、これまで低所得世帯に限られていたため、無料で派遣されていましたが、本年十月一日から改正され、低所得世帯以外の世帯にも、希望すれば有料で派遣できることになりました。

対象家庭で家庭奉仕員の派遣を希望される場合は、町民課または大海支所へ書類を提出してください。緊急の場合は、電話でも結構です。

詳しいことは、町民課へお問い合わせください。

- 派遣対象者
- ①老衰、心身の障害、傷病等の理由により、臥床している等日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上の人
 - ②重度の身体上の障害等のため、日常生活を営むのに支障がある人
 - ③重度の心身障害のため、日常

生活を営むのに支障がある児童（十八歳以上の精神薄弱者および重症心身障害者を含む）

●利用者の費用負担

利用世帯の階層区分	利用者負担額 (1時間当たり)
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0
B 生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0
C 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	290
D 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	580

初めて開催した郵便祭り



無料サービスの電話をかける皆さん

秋穂郵便局では、十一月六日、七日の二日間、町主催の文化祭に初めての取り組みとして、小郡電報電話局と協賛し次のような内容の郵便祭り行事を行いました。

皆さん、多数おいでいただきありがとうございました。

また、局では「これからも地域行事に積極的に参加し皆さんとともに町発展に寄与したい」としていました。

- 郵便祭りの内容**
- 各種切手展示、記念切手販売
 - 年賀はがき販売
 - 風景印押捺台紙販売
 - 敬老似顔絵展ならびに賞状授与
 - 貯蓄・保険相談コーナー
 - 電話コーナー（無料サービス）
- ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
- 年賀はがきは十二月二十五日まで必ず郵便局にお出しください。

みんなの健康



下村・田中茂穂さんの

長女 貴子ちゃん
(2歳11か月)

次女 裕子ちゃん
(1歳1か月)

お母さんの言葉

姉ちゃんは歌が大好きです。ときには物の取り合いをして困ります。二人とも元気で育ってくればと思います。
|| 写真提供 ||

年末・年始の清掃業務



次のとおり、年末や年始の清掃などの業務を行いますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◆ゴミ収集業務の休業

十二月二十九日(木) から一月四日まで

※可燃物(あざふ類) ||十二月二十八日(火)までと一月五日

(水)は、特別に全町を対象に収集し、六日(木)からは平常どおりです。

※不燃物・可燃物(紙、ビニール・プラスチック類) ||十二月二

十二日(水)までに各区の搬出場所へ持ち出し、家庭の大掃除などで出るゴミは、十二月三十日(木)までに青江ゴミ埋立処理場へ直接搬入してください。

◆青江ゴミ埋立処理場の管理

休業 ||十二月三十一日から一月四日(火)までは処理場を閉門します。

◆不用犬の引き取り

年末は十二月二十三日(木)で終わり、年始は一月十三日(木)から始めます。

◆火葬場(斎場、浄明苑)の使用手続き

年末・年始を問わず、随時行います。

山口県歯科衛生士学院の学生を募集

募集人員 五十人

修業年限 二か年

受験資格 満十八歳以上二十五歳未満の女子で、次の各号に該当する人。

①高等学校卒業生および来年三月卒業見込みの人。

②高等学校卒業生と同等以上の学力がある人。

出願期間(一次募集) 来年の一月十四日まで

試験日 五十八年一月二十二日と二十三日

出願手続き 試験科目等詳しいことは、町役場保健衛生課または学院(電話山口二三一八二〇)へお問い合わせください。

「愛の献血」の協力者 県知事表彰を受ける

山口県では毎年「愛の血液助け合い運動」を展開し、献血運動の推進を図っているところでありますが、この運動へ積極的に協力参加された団体および個人(五回以上献血者)に対して県知事表彰が行われております。

本町からも、一団体、三十一人(個人)のかたが今年度の表彰を受けられました。

◆県知事表彰者

団体 (株)木原製作所
個人 (敬称略)

福永玲子、富田正朗、山本茂樹

藤野喜市、平原昭重、中代信治、

藤村節夫、安光敏祐、上田史枝、

岡広庄任、北村浩信、小野兼治、

松村サダ子、中元 洋、藤村佳美

山県慶子、村田哲子、山本政子、

山本良一、福江弘志、村田博志、

中村光男、井出憲二、作間静江、

山本洋子、江村広政、繁田恵功、

北野利克、福島敏夫、小林貞子、

小野 悟

今後とも、献血運動にご協力を
お願いいたします。

12月の保健衛生行事表

日曜日	受付時間	行事名	場所	対象	
14	火	13:30 ~ 16:00	あんま術研修会	老人福祉センター	各区ほけん推進委員および希望者
10	金	13:00 ~ 15:00 9:30 ~ 11:30	保健相談	日地公民館 大海分館	住民で希望者
9	木	13:00 ~ 13:30	高血圧予防教室	中央公民館	住民で希望者
7	火	13:00 ~ 15:00 9:30 ~ 11:30	保健相談	中央公民館 屋戸公民館	住民で希望者
2	木	13:00 ~ 13:30	高血圧予防教室	中央公民館	住民で希望者

12月の健康



体のために 適正
飲酒を守る

洋の東西を問わず、酒は古来人々の生活の中に深くかかわり合っており、百薬の長、とさえ言われ、愛飲されている。

だが、その反面、酒は健康を損ね、人生を滅ぼす、毒、とも警戒されており、禁酒を訴える声も各方面で広がっている。その中で、このところ飲酒の年齢層が低くなり、なかでもティーンエイジャーや女性の飲酒が急が増え、アルコール中毒患者の増加も世界的傾向となっている。世界保健機構を初め国連の関連機関はいっ斉に注意信号を出し、我が国の厚生省も「適正飲酒」のため活発な運動を始めている。

● 知っておきたい適正飲酒
酒はその歴史も古く神仏の儀式や冠婚葬祭など、良きにつけ、あしきにつけ、人生の喜怒哀楽をアルコールとともに過ごしてきた。その意味で、日本人の酒の飲み方は、集団酒、から始まり、それが現在の、宴会酒、社交酒、となつて残っている。

その反面、高度経済成長や社会の複雑化に伴い、欲求不満やストレスの多い現代社会は、孤独酒、欲求不満酒、など、現実逃避的な飲酒傾向が強くなってきている。このように現代社会はアルコール中毒になる危険性が非常に高いといえる。だから、お酒を飲む人はもちろん、飲まない人も適正飲酒の方法を正しく理解することがたいせつだ。

① アルコールの作用
我々がアルコール飲料をとると、そのほとんどは胃腸から吸収される。そして血液に入って全身にくまなくしみ渡り、血中のアルコール濃度は徐々に上昇していく。このとき、体に及ぼす主な作用は脳に対してであり、脳のコントロール装置をマヒさせる。また吸収されたアルコールは直ちに代謝作用が始まり、主に肝臓が分解作用の役目をする。

② 飲酒量
このようにアルコールは決まった速度で分解されていく。日本酒一合、ビール一本で三時間かかる

勘定だ。そこで酒を飲むには代謝時間を考えて、ゆっくり飲むことと、時間に合わせた適量以上は飲まないように注意することが肝心だ。

③ 個人差のあるお酒
奈良づけひと切れだけで赤くなる人、一升酒を飲んでも平気な人、同じ量を飲んでも肝硬変になる人もいれば、ならない人もいる。体の大きさとそのときの健康状態、お酒のつまみや食べる量によっても酔い加減は違ってくる。このように個人差のあるお酒だからこそ、適正飲酒を守るためには、自分自身の健康状態や適量をわきまえることがたいせつだ。

④ お酒の飲み方十訓
お酒を正しく飲むことは、イラ



イラをなくし、気分がそうかいになり、明日の活力の基にもなる。そこで最後にお酒を上手に飲むための、適正な飲み方十訓、を紹介しよう。

① 周りの人々に迷惑にならないよう、朗らかな笑いの出る雰囲気、自分も他人も、ともに楽しんで

- く、なるように飲もう。
- ② 他人に酒の無理強い禁物。
- ③ 時間をかけてゆっくり飲もう。
- ④ つまみ等を食べながら飲もう。空腹状態では飲まないこと。
- ⑤ ビール大びん一〜二本。日本酒一〜二合。ウイスキーダブル一〜二杯をやめよう。平均的日本人(体重六十+)の場合、それぞれ三本、三合、三杯を限度としよう。
- ⑥ 遅くても夜十二時には酒をやめよう。
- ⑦ 毎日続けて飲まないこと。週二日は、酒なし日。(アルコール・ホリデー)を設ける。
- ⑧ 薬と一緒に飲まない。
- ⑨ 強い酒は薄めて飲もう。
- ⑩ チャンポンで飲むと適量が変わらなくなるので注意しよう。

高血圧予防教室、を開催



本町における成人病(脳卒中、ガン、心臓病等)死亡者の総死亡に占める割合は、年々増加傾向を示しており、昭和五十四年には七二割、つまり十人のうち七人は成人病で死亡されたということになります。

この成人病のなかでも成壮年期になるとだれでもまず気にかかる「高血圧」について次の日程で教室を開催します。この機会に多数ご参加ください。

日時および内容(講師名)
十二月二日(木) 午後一時三十分から三時三十分まで 演題 「成人病と集団検診の結果について」
小郡第一病院院長 中山純先生
十二月九日(木) 午後一時三十分から三時三十分まで 「高血圧を予防する食生活および日常生活について」
会場 秋徳町中央公民館
対象 希望者

● 秋穂町文化祭 ●

皆さんのご参加とご協力で盛況のうちに終了

菊薫る十一月六日、七日の両日恒例の文化祭を盛大に開催しました。文化の秋にふさわしく、公民館を中心とした町民のかたがたの文化活動や、同好会の発表の場として、公民館における学習の成果はもとより、婦人会をはじめ、社会教育、学校教育に関係する幅広い町民の皆さんのご参加とご協力による作品展示や、芸能まつり、ダンスパーティー、バザー、映画会、協賛事業の郵便まつり（秋穂郵便局）等々盛況のうちに終了することができました。文化祭の様子を一部ですが写真でご覧ください。

公民館
 だより



秋小ママコーラス



安来節 どじょうすくい



民謡教室の皆さん



野だて風景

▼作品の展示を見学する人たち

▼民謡教室の皆さん



家庭教育通信

No. 80

しつけのいろは、 幼児期のしつけ

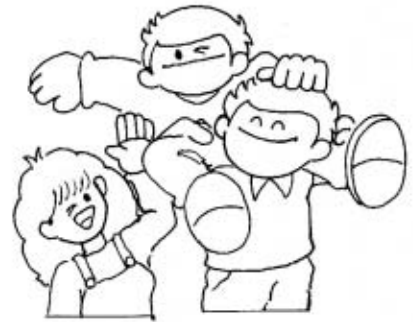
「え」 円満な 家庭に育つ
思いやり

思いやりの心を育てるうえでたいせつなのは、いつも身近に接する大人の生活態度です。家族のあいだに温い触れ合いの場がなければ、子どもの気持ちの中に、やさしい思いやりや同情などの心が育つわけはありません。

家の中でも、両親が互いにやさしくいたわり合っている姿から、子どもは自然に思いやりの心をはぐくんできます。

子どもは、最も身近な両親の日常のふるまいかたや言葉ばかりでなく、考え方や感じ方なども敏感に受けとめ、それをモデルとして成長します。

家族が、愛情と信頼で結ばれた



円満な家庭から、子どもは相手の立場や感情を尊重すること、自分を抑えることなど、思いやりの心を学んでいくのです。

秋穂町バドミントン大会 12月12日に開催



公民館では、町民の皆さんが気軽に参加しプレーできるバドミントン大会を次の要領で開催します。多数のかたがたの参加をお待ちします。

日時 十二月十二日(日) 午前八時三十分開会式、九時競技開始

会場 大海小学校体育館

種目 ①C級男子・女子複、②初心者級 (※女子は男子として出場可)

参加資格 町内在住者または町内に勤務する人

参加料 一人三百円

申し込み期限 十二月七日(火)まで

に、中央公民館または大海分館へお申し込みください。

詳細については、中央公民館へお尋ねください。

VTR講習会を開催

公民館では、この度、社会教育関係の学習効果の向上や、記録保存等のためVTR(ビデオテープレコーダー)一式を購入しました。

すでにご家庭でVTRをお持ちのかたがたくさんあると思いますが、このVTRを町民の皆さんに効果的にご利用いただくため、次の要領でVTR講習会を実施いたしますので、個人および、学校・社会教育関係団体のかたがたは、ふるってご参加ください。

なお、カメラ等の機器の貸し出しは、講習会の受講者に限ることにしますので、ご了解をお願いします。

日時 十二月十四日(火) 午後七時三十分から二時間程度

場所 中央公民館

内容 VTRの取り扱い全般について

受講申し込み 中央公民館か大海分館へ電話でお申し込みください。

詳細については、公民館へお尋ねください。



12月の学級・教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日・祭日

日曜	中央公民館	大海分館
1 (水)	卓球・絵画・詩吟	華道
2 (木)	民謡・洋裁	謡曲
3 (金)	トレーニング・民謡・青年団	
4 (土)	茶道・社交ダンス	
5 (日)	3B体操・ソフトボール講習会・バドミントン	
6 (月)		
7 (火)	トレーニング・剣道・安来節・青年団	詩吟
8 (水)	卓球・絵画・詩吟・高齢者	
9 (木)	民謡・楽焼・いてふ会(読書)	謡曲
10 (金)	トレーニング・青年団	
11 (土)	園芸	茶道
12 (日)	3B体操・ギター・サッカースポ少(大小)・町内バドミントン大会(大小)	
13 (月)		民謡
14 (火)	トレーニング・剣道・華道・和裁・青年団	詩吟
15 (水)	卓球・絵画・詩吟	華道
16 (木)	民謡・洋裁	謡曲
17 (金)	トレーニング・民謡・青年団	
18 (土)	茶道・社交ダンス	
19 (日)	3B体操・サッカースポ少(大小)・たこつくり講習会・バドミントン	
20 (月)		詩吟
21 (火)	トレーニング・剣道・安来節・青年団	
22 (水)	卓球・絵画・詩吟	謡曲
23 (木)	民謡	
24 (金)	トレーニング・青年団	茶道
25 (土)	園芸・クリスマスダンスパーティー	園芸
26 (日)	3B体操・ギター・しめ飾り作り講習会・バドミントン	
27 (月)		
28 (火)	公務納め	
29 (水)		
30 (木)		
31 (金)		

郷土史

(111)

はじめに

毛利初代の藩主秀就は慶安四年(一六五二)に没し、そのあと二代目を綱広が継いだ。そして幕府の法令に準じ、元就以来の掟書や慣習法を、当職榎本遠江就時を中心にして集大成し、領内法全二十九編を作った。全編が成立したのは万治三年(一六六〇)であったから、一般にこれらの諸法令を総称して「万治制法」と呼んでいる。

その細目は(1)当家制法条々、(2)御一門簡条、(3)評定場定、(4)目付ノ者エ申聞条々、(5)諸寺法度条々、(6)社家法度条々、(7)物頭条々、(8)町方条々、(9)郡中制法条々、以下省略する。

これらの法令の中で直接、基本となる法令は、(1)家中(5)寺社(8)町人(9)農民の四編で他はその施行細則である。これらの法も、時代の推移に応じて改正や追補が行われて行き、のちに改めて地方関係の法令が精選されて、『萩藩四冊御書附』にまとめられた。その後も『御書附二十八冊』や『御書附其外後規要集』などもでた。

これらの諸法規は、山口県文書館から活字本にして『山口県史料』近世編法制』にまとめられて出版されたので読みやすくなった。

掟書の伝達方法

以上のような多くの法令の中で、その時々特に申し聞かせて違反者を出さないようにするために、前号で述べた御高札場の掲示だけでは不十分である。

御高札場の掲示が読める人は極めて少なく、住民の大多数は読めなかった。毎年正月二十日の二十日祭りが各小村ごとに行われ、このとき、畔頭や十人組頭等の村役人が読み聞かせ、各組中の戸主は一人残らずこれを聞き、以

後違反のないように誓約書に連署押印して提出させた。

このような記録が屋戸当の古文書に、文政年中(一八一七)から明治新政以後までの十数通が残されている。もしも違反者が出た場合には、本人はもちろん、家族の者、五人組や十人組中の者まで処罰を受けるので、組中からふらち者を出さないように互いに助け合い、注意しあって、地域共同体として強い連帯感で結ばれていた。

なお、大海側は二十日祭りはなく、正月の地神祭りに地下総集會が行われた。

屋戸当に残っているこうした掟

秋穂浦の触書

書の記録も明治三十年のものが最後で、このころから伝達事項も簡単な要点だけになり、ただ地区内で処理すべき問題について協議決定し、これを記録に残すようになっていた。

そして、各区にあった疫神社がなくなり、戦中戦後の食糧事情で会食することもできず、総集會だけを三月二十日ごろの年度末に行う地区が多くなった。

屋戸当に残る掟書

屋戸当に残っているこのような掟書で、『山口県史料』以後のものの中から一部を現代風に書いて

みると次のとおりである。

覚

一、諸士に対しては無礼をしないこと。

一、家業に精勵し、親に孝行を盡し、組合(隣組)の者は睦間敷すること。

一、地下役座や頭立ちの者に従うこと。近年不心得の我儘者がいるように聞くが、これよりそのような者があれば、判り次第、その罪の軽重により所罰する。

一、勝負事は天下一統嚴重に禁じられているので、その村所の舟方に限らず、隣村よりも聞きつけ次第、役座へ申し出るよう、

添え書の一部

栗 文治
福 正左エ門

一、百姓の衣類は絹物御法度で、木綿を用いること。

一、青縁張りの日傘や蛇の目傘、表附きの下駄は禁じられる。

一、櫛、笄、かんざしは、木製か水牛に限る。尤も唐木類や蒔絵彫物のある分は御法度(禁止)のこと。

付 銀の笄、かんざしは御法度。(中略)

一、懐中煙草入、その外共々銀金具を使ったものは御法度の事。

一、木綿物小紋絵類の染付け共に一反につき八十文銭三拾匁以下の値段に決め、その外の品々も右に準じて安値に売り出す事。

一、上巳雛類、端午のぼり、八朔人形、その外飾りもの類、破魔弓、手鞠、子供手遊びに至るまで、他国仕入は差し留められ、値段も去る戌の年(天保九年)の御沙汰の通りと相心得て、手込みの品を売り出さないこと。

右御国中一統質素に商売も手広に渡世もし易いようにとの御趣意の沙汰仰せつけられ、有難く相守るよう、若し違反すれば吟味の上、嚴重のお咎めがあるので、庄屋・年寄中に於てもよく心得、諸商人へも洩れなく申し渡すこと。

(秋穂町教育委員会囑託 田中 穰)

浦方人別に申し聞かせ、請状を書かせて提出するよう沙汰された。天保十四卯正月



屋戸当に残る掟書

最低賃金をご存じですか

県内の工場・事業所に働く人たちに適用される最低賃金が、ことし次のとおり改正されました。この最低賃金に足りない賃金を支払うことは、法律で禁止されています。

業種（または作業）	一般労働者の 1日	時間給の 1時間	発効 年月日
機械・金属製品等製造業 および自動車整備業 ただし電気機械器具製造業	円 3,557	円 445	57.11.24
木材・木製品・家具・装 備品製造業	3,432	429	57.12. 2
出版・印刷・同関連産業 (速記・筆耕・複写業) を含む	3,375	422	57.12.12
窯業・土石製品製造業 ただし萩焼など陶磁器製 造業	3,595 3,358	450 420	57.12.13
食料品製造業 ただし清掃など軽作業	3,294 3,149	412 394	57.12.16
卸売業・小売業 (代理商・仲立業を含 み飲食店を除く) ただし清掃など軽作業	3,429 3,276	429 410	57.12.22
繊維産業 ただし雇入れ後6か月未 満と糸切りなど軽作業	3,285 3,116	411 390	57.12.24
上記以外の業種	3,017	380	57.11. 1

(注) ①最低賃金のうちには、皆勤手当、精勤手当、家族手当、通勤手当は算入されません。

②精神または身体障害により著しく労働能力の低い人や職業訓練法による訓練中の人などで、最低賃金以上の賃金支払いが困難な人については、最低賃金を適用しなくてもよい場合があります。

詳しいことは、山口労働基準局（電話山口22-1144）または山口労働基準監督署（電話山口22-1238）へお尋ねください。



●おもちゃの選び方
事故から子どもを守るためには、おもちゃ自体が壊れにくく、丈夫で安全なものを選ぶことが必要です。しかし、安全性や強度などは、見ただけでは分かりにくいものです。安全なおもちゃを選ぶうえで目安になるのが、ST（セ

ーフティ・トイ）マークです。このマークは、おもちゃ業界が安全性について自主的な基準を設け、この基準に合格したものに對してつけられているマークです。このマークを目安にして選ぶことも一案です。

●おもちゃの与え方
気をつけたいのは子どもの発達段階に応じた、その年齢にふさわしいおもちゃを与えることです。なかでも、安全性は年齢や運動能力を考慮する必要があります。
●四、五か月〜一歳
赤ちゃんも四〜五か月を過ぎる

おもちゃ

年齢や運動能力に応じた丈夫で安全なものを

と、なんでも口にしますから、材質は、常に清潔を保つことができ、なめても無害であることはもちろんですが、形状や付属品についても、けがをしたり、飲み込んで窒息するといった危険のないものを選びましょう。
●二〜三歳
二〜三歳になると、運動能力も大いに発達してきますから、壊れにくい丈夫なもの、とつびな使いの

方をしてケガをしないものを与えるようにしましょう。
●四〜五歳
四〜五歳ごろからは、想像力が豊かに育っていく時期で、ごっこ遊び、など、想像遊びの世界を楽しむようになります。
最近では、ままごと遊びなどに使われる電化製品のミニチュアも精密になっていきます。レンジなどで、電池等の電源を使いやけどを

するくらい高い温度になるものもあるので注意しましょう。また、回転したり、動いたりするおもちゃについては、手や髪を巻き込むことがないかどうか、よく確認しておきましょう。
おもちゃを与える際は親もときどき一緒に遊び、遊び方のヒントを教えることもたいせつです。また、花火など危険なおもちゃを使うときには、必ず大人が付き添うようにしましょう。



私はいって思て交通事故を犯さず

自分がルールを守る

秋中3年 福田 美緒里

私の中学生生活のなかで、欠かすことのできないのが、自転車通学である。毎日、三キロの道のりを自転車で通学することが、私の日課となっている。

そこで問題となってくるのは、交通ルールである。並進をしてはいけない。ヘルメットを着用しよう。車間距離をあけよう。これは、先生がたも、口をすっぱくして言われている

ことだ。私が登校するさい、いちばん守られていないと思うことに、自転車の並進があげられる。

二列どころか、三列、四列にまなっている団体もよく見かけ

る。そして、こういう場合にかぎって、のろのろのんびりと走行している。一人でのろのろなら許せるのだけれど、こんな団体の後ろへきたなら最後、学校へ着くまで、その団体のおつきとして行くしかないのである。

抜かせばよいと、簡単に思うかもしれないが、朝は特に車が多く通るときである。車のこないのを見計らって、団体を抜いていく

ことはほんとうに困難なことなのである。そんなチャンスを待っているうちに、学校へ着いているのが現状だといえる。そうこうしている間に、学校へ遅れてしまったという、苦い思いをしたことのある人もいるのではないだろうか。

自分だけの道ではなく、他の人も通っている道だということを、一人ひとりがしっかり自覚していれば、このような交通違反は起らないのと思う。

自転車の並進だけに限ることなく、他のどんな交通違反でも、ならかの形で、他人に迷惑をかけることになると思う。

日本中を何本もの「道」が通っているけれど、これがただ一人のものだと考えるのは、ほんとうにばかげたことである。その場の気分によって、勝手な利用は、現在の交通事情からは許されないことである。

毎日、自転車で通っていると、路上の死がい気がつく。カエル、カメ、ときにはネコまで、目をそむけたくなるような状態のものが、路上のあちらこちらに見られる。そんななか、交通事故による、人間の死体加わる。つまり、人間とカエルたちとは、寸分違わない状況があるといえるだろう。

ちょっとした気の抜きようで、カエルと同じように、あわれ、路上のむくろと果ててしまう。これは、人間にとつて、最高の屈辱だと思ふ。他の人のせい、亡くなったという人もおられると思ふ。

自分で自分を守ることがたいせつだといっても、ルールの厳守を忘れている結果だろう。

中学だけではなく、高校でも、自転車通学は、私の毎日の日課となると思う。とにかく、いずれにせよ、自分にできる交通安全の手段として、交通ルールを守るとともに、他人のことも考えに入れるということが言える。そして、私のように、朝ギリギリに家を出るようなことはしないで、時間のゆとりを持っていけば、自然に心のゆとりも出てきて、他人のことまで考えに入ってくると思う。

他人を責める形で言ったが、私の立場から見ている身近な交通安全として、まず、自分がルールを守るといふ基本を心がけていきたいと思ふ。



歳時記 年越しソバ



ヤングはソバと言えば中華ソバを連想するようですが、年越しソバともなれば、やはり日本古来のソバといきたいところで

断つ。物忌み。の風習につながっているという話のほうが確かなようです。

年越しソバを、福ソバ、寿命ソバ、運氣ソバと言っている地方もあります。「細く長く」または「ソバにいる」という縁起です。

ソバはかなり古くから栽培されていましたが、ソバガキ、ソバもち、ソバがゆとして食べることも多く、現在のような「細く長い」ソバは比較的新しいことそうのようです。

来年もソバの縁起にあやかり「細く長く」「ソバにいる」ように年でありたいものですね。

すが、ソバ粉の原料は約八〇%が輸入もの(食糧庁調べ)。輸入先は、トップがカナダ、次いで中国、ブラジル、アメリカの順。こうなると年越しソバを食べて、新年おめでとう、というよりも、ハッピー・ニュー・イヤー、とでも言いたくなりま

すね。年越しソバの風習は、商家が大みそかの夜まで忙しく、おなかすくのでソバをとって食べたのが始まりとも言われます。が、むしろ、大みそかの夜は除夜の鐘を聞くまで酒肉や肉欲を



救急病院群輪番表

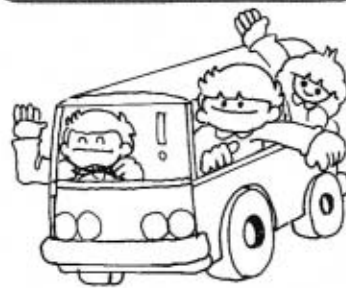
村田博愛病院 三田尻一丁目1～24 (TEL22-2310)	中原病院 緑町一丁目7～61 (TEL22-3145)
三田尻病院 お茶屋町3～27 (TEL22-1110)	松本外科病院 天神二丁目1～44 (TEL22-1409)

(いずれも防府市)

日	12月		1月	
	曜日	病院名	曜日	病院名
1日	水	村田	土	松本
2日	木	中原	日	村田
3日	金	三田尻	月	中原
4日	土	松本	火	三田尻
5日	日	中原	水	松村
6日	月	村田	木	三田尻
7日	火	三田尻	金	松本
8日	水	松本	土	村田
9日	木	村田	日	中原
10日	金	中原	月	三田尻
11日	土	三田尻	火	松本
12日	日	松本	水	三田尻
13日	月	村田	木	松本
14日	火	中原	金	三田尻
15日	水	三田尻	土	松本
16日	木	松本	日	村田
17日	金	村田	月	中原
18日	土	中原	火	三田尻
19日	日	三田尻	水	松本
20日	月	松本	木	三田尻
21日	火	村田	金	松本
22日	水	中原	土	村田
23日	木	三田尻	日	中原
24日	金	松本	月	三田尻
25日	土	中原	火	松本
26日	日	村田	水	三田尻
27日	月	三田尻	木	松本
28日	火	松本	金	村田
29日	水	村田	土	中原
30日	木	三田尻	日	松本
31日	金	村田	月	三田尻

園児を募集します

保育園園児



昭和五十八年度の保育所、児童館の園児を次の要領で募集します。

募集人員

秋穂保育園九十人 二歳～五歳
大海保育園八十五人 二歳～五歳

- 黒湯保育所四十五人 四歳～五歳
- 秋穂児童館五十人 四歳～五歳
- ※二歳児は秋穂保育園と大海保育園でそれぞれ六人程度募集します。
- 保育園への入所資格 次のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な児童
- ①共働きなどで、母親が日中自宅外で労働するため
- ②母親が内職など、家事以外の労働をするため
- ③母親がいないため
- ④母親が出産前後や、病気のため
- ⑤家庭内に病人があり、母親がその看病に従事するため

- ⑥自宅が災害に遭い、その復旧作業に従事するため
- ⑦前記のほか、保育に欠けると町長等が認めるもの
- 受付期間と場所
大海地区 五十八年一月十日(月)から一月十三日(木)まで、役場大海支所
秋穂地区 五十八年一月十七日(月)から一月二十二日(土)まで、保育園は役場町民課、児童館は社会福祉協議会で行います。
受付時間はいずれも午前九時から午後三時まで、ただし土曜日は午前中
- 受付についての注意
①申請書は受付場所に備えてあります。
- ②現在入園児で、五十八年度も引き続き入園を希望される方は、各保育園で申請書を受け取ってください。

東幼稚園園児



- ⑧自宅が災害に遭い、その復旧作業に従事するため
- ⑦前記のほか、保育に欠けると町長等が認めるもの
- 受付期間と場所
大海地区 五十八年一月十日(月)から一月十三日(木)まで、役場大海支所
秋穂地区 五十八年一月十七日(月)から一月二十二日(土)まで、保育園は役場町民課、児童館は社会福祉協議会で行います。
受付時間はいずれも午前九時から午後三時まで、ただし土曜日は午前中
- 受付についての注意
①申請書は受付場所に備えてあります。
- ②現在入園児で、五十八年度も引き続き入園を希望される方は、各保育園で申請書を受け取ってください。

- 持参するもの 印鑑、保育に欠ける事実を証明する書類(内職証明や医師の診断書など)
- ご不明な点は、保育園は町民課(有線二三二一)、児童館は社会福祉協議会(有線二三三八)へお尋ねください。
- 入園資格
①昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に出生した幼児
- ②秋穂町内に住所を定める保護者と同居している幼児
- 受付期間 五十八年一月六日から十四日まで
- 応募方法
入園を希望する幼児の保護者は、教育委員会および大海支所に備え付けの入園願書を、教育委員会、または大海支所へ提出してください。
- 入園許可通知
教育委員会は、二月十四日までに、幼稚園入園許可通知を保護者に送付します。
- 詳しいことは、教育委員会総務課(電話二二三一・有線二三三四)へお問い合わせください。

町立東幼稚園の五十八年度園児を、次の要領により募集します。

募集 四歳児



しめ飾り作り (わら細工) 伝承教室

手作りのしめ飾りでお正月を迎えましょう。

秋穂町伝承グループの皆さんのご指導で、しめ飾り作りの講習会を次の要領で開催します。チビっ子の皆さんの多数の参加をお待ちします。

日時 十二月二十六日(秋穂、十二月二十七日(大海、午前十時から午後三時まで)。

場所 秋穂(中央公民館、大海(大海分館)

昼食は各自持参してください。

詳細については、子ども会育成会長さんにご連絡いたします。

中小企業季節資金

(年末分)の融資

融資対象 次のいずれかに該当する小規模企業者および組合。ただし、小規模企業者を除く中小企業者にあつても、保証協会の保証をつけ、融資を受けることができます。

一、年末増加仕入資金を必要とするもの。

二、年末諸決済資金を必要とするもの。

三、年末ボーナス支給資金を必要とするもの。

資金使途 運転資金

融資限度額 会社および個人は五百万円(建築工事業者などの知事が指定した不況業種の場合などは七百万円)、組合は三千万円

融資利率 年六・七割

保証料率(保証協会の保証により融資を受ける場合)年〇・七割

融資期間 六か月以内

償還方法 原則として一括償還

保証人および担保 取扱金融機関と保証協会所定の方法

取扱金融機関 山銀、山相、吉南信金など。

申込先 取扱金融機関または保証協会。

融資取扱期間 十二月三十日まで

で

たこ作り講習会

創意くふうに満ちた、手作りのたこ。を新春の夜空へ乱舞させよう……と思うだけでも楽しくなるたこ作り講習会を次の要領で開催します。チビっ子の皆さんの多数の参加をお待ちします。

日時 十二月十九日(日)午前九時から午後三時まで

場所 中央公民館

携行品 材料費百円、障子紙三枚、糸、小刀(切り出しナイフ)、

はさみ、接着材、ものさし、マジック、ビニール(ふるしき大)、

一一一)まで申し出てください。

たこは町内で買います

色鉛筆、筆記用具、タオルなど。詳細については、子ども会育成会長さんにご連絡いたします。

元日正八幡宮参拝 マラソン大会

一年間の幸多いことを祈念し、併せて健康な体づくりを目指して、恒例の初もうでマラソン大会を、来年一月一日に次の要領で実施します。町民の皆さまの多数のご参加をお待ちします。

期日 一月一日

集合 午前八時、中央公民館

出発 午前八時三十分

距離 約五キロメートル

詳細については、公民館へお尋ねください。

ふぐ処理師の免許講習会および試験の実施

「ふぐの販売及び処理の規制に関する条例(昭和五十六年三月二十六日公布)」が五十六年十月一日から施行されています。

規制により、ふぐを業として扱う人は「ふぐ処理師」というじゅうぶんな知識と技能を有する有資格者に限られています。

この資格を取得するには、「講習会」と「試験」の二つの方法があります。

「ふぐ処理師」免許取得の希望者は十二月十五日までに、山口保健所食品衛生課(電話山口二二一五

詳しいことは、山口保健所へお問い合わせください。

町の人口

<前月対比>

人口	9,311人	-	9
男	4,447人	-	3
女	4,864人	-	6
世帯数	2,501	+	2

<住民基本台帳 11月1日現在>

ご冥福を祈ります

(敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
先青江	木村良雄	67	10月17日
上本町	河内芳子	71	同 25日
中条	西村きみえ	13	同 30日
中野	原田サカエ	75	11月2日
宮之	且福永ツタエ	65	同 8日

(10月16日~11月15日届出)

12・1月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間: 9時から18時まで

日	内科 I	電話	内科 II	電話	外科	電話
12月5(日)	小郡・岡医院	08397-②-2388	二島・藤井医院	083987-2002	阿知須・同仁病院	083665-2130
12(日)	〃 柳沢小児科	〃 ⑧-3121	秋穂・有富医院	2705	小郡・三隅外科	08397-②-1003
19(日)	〃 岡村医院	〃 ③-2053	嘉川・田村内科	083989-4749	〃 小林外科	〃 ③-1515
26(日)	〃 池田医院	〃 ②-1002	阿知須・同仁病院	083665-2130	秋穂・吉武医院	2330
29(水)	〃 浜本小児科	〃 ③-0616	秋穂・小野医院	2353	小郡・林病院	08397-②-0411
30(木)	〃 林病院	〃 ②-0411	阿知須・新井医院	083665-2048	阿知須・共立病院	083665-2200
31(金)	〃 林病院	〃 ②-0411	秋穂・小野医院	2353	〃 共立病院	〃 2200
1月1(祝)	〃 池田医院	〃 ②-1002	阿知須・新井医院	083665-2048	小郡・嘉村外科	08397-②-2513
2(日)	〃 浜本小児科	〃 ③-0616	秋穂・三河内医院	2711	鑄銭司・相川医院	083986-2177

今月の心配ごと相談日 10日(金)大海分館・20日(月)老人福祉センター